

## 年末調整等説明会の開催

年末調整等説明会を次のとおり開催します。

- 日時／11月11日（火）14時～16時
- 場所／湯浅納税協会3階会議室（湯浅町湯浅2430番地77）
- 定員／40人

※事前に湯浅納税協会への予約が必要です。

- 共催／湯浅税務署・公益社団法人湯浅納税協会



湯浅納税協会ホームページ

- ・地域の子どもたちのために何かで起きることはないかな？など
- ・里親に興味をお持ちの方、里親について知りたいと思われている方、どなたでも自由に参加していただけます。お気軽にお越しください。

### 里親制度個別相談会

- ・日時／11月28日（金）11時～14時
- ・場所／有田川町地域交流センター（ALEC）研修室3

### パネル展示

- ・日時／11月19日（水）～11月28日（金）

- ・場所／有田川町地域交流センター（ALEC）研修室3

ひも付けされている方には、普通郵便で「資格情報のお知らせ」を送付します。

「資格情報のお知らせ」は通常、有効期限がないため、既にお持ちの方は住所などに変更がない限り、同じものを使用できます。また、マイナ保険証だけでも医療機関を受診できますが、読み取り機などに不具合があった場合の備えとして、マイナ保険証と「資格情報のお知らせ」は一緒に保管してください。

有効期限が切れた古い保険証は役場に返却するか、ご自分で処分してください。

なお、転職・引っ越しなどで加入している保険者が変わった場合、国民健康保険は使えなくなります。その場合は、役場で資格喪失の手続きが必要です。

※国民健康保険税に滞納のある方で、滞納の状況によつては資格確認書（特別療養費）などが交付されれます。特別療養費の支給対象となつた場合、一旦医療機関で費用の全額をお支払いいただかなければならないことがあります。滞納のままにせず、速やかに納めていただくか、納付相談をしていただ

## 資格確認書の有効期限

12月1日（月）から使える資格確認書の有効期限は令和8年（2026年）7月31日（金）です。

ただし、有効期限までに70歳に達された方の有効期限は、70歳に達した月の末日です。また、75歳に達された方の有効期限は、誕生日の前日になります。

## 高齢受給者証の提示が不要となります

70歳以上の国民健康保険に加入している方は、医療機関で支払う一部負担金の割合（2割または3割）を示す「高齢受給者証」が交付されていますが、12月1日（月）以降お使いいただける「資格確認書」には一部負担金の割合が併記されているので、医療機関で「高齢受給者証」を提示しなくても負担金の割合が分かるようになります。

マイナ保険証をご利用の方も「高齢受給者証」がなくても、医療機関で負担金の割合が分かります。

## 子育て

### 資格確認書または資格情報のお知らせを送ります

- 問 公益社団法人湯浅納税協会  
63-5454-湯浅税務署  
人課税部門 63-5406

## 保険

- 「里親制度」ご存じですか？  
家庭を必要とする子どもたちのために「おかえり」と「ただいま」を言える場所になりませんか。

・どうしたら里親になれるの？

・里親になるには資格がいるの？  
・里親となると養子縁組の違いは？

- 現在お使いの国民健康保険被保険者証（保険証）の有効期限は12月1日（月）です。

- 今までの「被保険者証」に代わり「資格確認書」を11月中旬から順次、簡易書留郵便で送付します。また、マイナンバーカードを保険証と

くようお願いします。

問 住民課（吉備庁舎）